

大市総第154号

平成30年11月26日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第212号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月26日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成30年12月4日(火) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第89号議案 大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例…………… (1)
- 第90号議案 大村市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例…………… (2)
- 第91号議案 大村市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例 (3)
- 第92号議案 大村市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例…… (5)
- 第93号議案 大村市総合福祉センター条例の一部を改正する条例…………… (6)
- 第94号議案 大村市子ども科学館条例…………… (8)
- 第95号議案 大村市立史料館条例の一部を改正する条例…………… (10)
- 第96号議案 大村市立図書館条例の一部を改正する条例…………… (13)
- 第97号議案 大村市営駐車場条例の一部を改正する条例…………… (17)
- 第98号議案 大村市手数料条例の一部を改正する条例…………… (18)
- 第99号議案 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (19)
- 第100号議案 長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の受託に関する協議について…………… (20)
- 第101号議案 町の区域の変更について…………… (23)
- 第102号議案 市道路線の廃止について…………… (25)
- 報告第23号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (26)
- 第103号議案 平成30年度大村市一般会計補正予算（第6号）
- 第104号議案 平成30年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

第 8 9 号議案

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 6 3 年大村市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表財政調整基金の項中「若しくは」を「又は」に改め、同表減債基金の項中「減収補てん」を「減収補填」に改め、同表に次のように加える。

モーターボート競走 事業収益基金	1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため
---------------------	---

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の表に掲げる基金（以下「基金」という。）は、毎年度次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定める額を積み立てる。

- (1) 財政調整基金、減債基金、地域振興基金及び退職手当基金 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) モーターボート競走事業収益基金 モーターボート競走事業の収益金を原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額

第 2 条第 2 項中「この基金」を「基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

モーターボート競走事業収益基金を設置するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第90号議案

大村市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大村市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大村市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

平成30年12月4日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

学校教育法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第91号議案

大村市男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

大村市男女共同参画推進センター条例（平成12年大村市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大村市西三城町8番地」を「大村市本町458番地2」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項本文、第9条及び第12条第1項中「センター」を「講座室」に改める。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設名	使用料	
	単位	金額
講座室	1時間につき	150円

別表備考1を次のように改める。

- 1 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは当該端数時間を1時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大村市男女共同参画推進センター条例の規定による講座室の使用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の講座室の使用に係る使用料について適用する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市男女共同参画推進センターを移転するため、この条例案を提出するものである。

第92号議案

大村市ボランティアセンター条例の一部を改正する条例

大村市ボランティアセンター条例（平成12年大村市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大村市西三城町8番地」を「大村市本町458番地2」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市ボランティアセンターを移転するため、この条例案を提出するものである。

第93号議案

大村市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

大村市総合福祉センター条例（平成23年大村市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大村市西三城町8番地」を「大村市本町458番地2」に改める。

第9条第4項中「第3項」を「前項」に改め、同条第5項中「集会室及び静養室」を「活動室、和室（大）及び和室（中）」に改める。

第13条第1項第1号中「集会室又は静養室（以下「集会室等」という。）」を「活動室、和室（大）又は和室（中）（次号において「活動室等」という。）」に改め、同項第2号中「集会室等」を「活動室等」に改める。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

施設名	使用料	
	単位	金額
活動室	1時間につき	200円
和室（大）		300円
和室（中）		100円

別表第2備考1を次のように改める。

- 1 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは当該端数時間を1時間として計算する。

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3（第3条、第13条関係）

施設名	使用料	
	単位	金額
大会議室（区分A）	1時間につき	700円
大会議室（区分B）		300円
大会議室（区分C）		400円
中会議室		350円

小会議室 1	100円
小会議室 2	100円
小会議室 3	100円
小会議室 4	100円
小会議室 5	100円
講座室 1	150円
講座室 2	100円
和室 (小)	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大村市総合福祉センター条例の規定によるセンターの使用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後のセンターの使用に係る使用料について適用する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市総合福祉センターを移転するため、この条例案を提出するものである。

第94号議案

大村市子ども科学館条例

(設置)

第1条 科学に関する知識の普及及び啓発を図ることにより、児童の健全な育成に寄与するため、大村市子ども科学館（以下「科学館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 科学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大村市子ども科学館	大村市本町458番地2

(事業)

第3条 科学館では、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する資料等の展示
- (2) 講座の開催
- (3) その他大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(入館の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他科学館の管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償等)

第5条 入館者は、科学館の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 入館者は、科学館の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により生じた一切の事故につきその責めを負うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田 裕 史

(提案理由)

大村市子ども科学館を設置するため、この条例案を提出するものである。

第95号議案

大村市立史料館条例の一部を改正する条例

第1条 大村市立史料館条例（昭和48年大村市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 前項の史料館に分室を設置する。
- 3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大村市近代資料室	大村市本町458番地2

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「みだし」を「乱し」に改め、同条第2号中「又は附属設備」を「、附属設備又は資料」に改める。

第5条ただし書中「つど」を「都度」に改める。

第2条 大村市立史料館条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大村市歴史資料館条例

第1条中「郷土に関する史料」を「本市の歴史に関する資料」に改め、「保管し」の次に「、調査研究し」を加え、「教養、調査研究等に資する」を「教育、学術及び文化の発展に寄与する」に、「史料館」を「歴史資料館」に改める。

第2条第1項中「史料館の」を「歴史資料館の」に改め、同項の表中「大村市立史料館」を「大村市歴史資料館」に改め、同条第2項中「史料館」を「歴史資料館」に改める。

第3条の見出し中「史料館運営委員会」を「歴史資料館運営委員会」に改め、同条第1項中「史料館の」を「歴史資料館の」に、「大村市立史料館運営委員会」を「大村市歴史資料館運営委員会」に改め、同条第3項中「委員は、」の次に「学校教育及び社会教育の関係者並びに」を加える。

第4条第3号中「史料館」を「歴史資料館」に改める。

第7条を第10条とする。

第6条中「史料館」を「歴史資料館」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「史料館」を「歴史資料館」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第6条 歴史資料館（分室を除く。次項において同じ。）の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、歴史資料館を利用する者が駐車場に入場した日において歴史資料館での用務に要した時間に係る駐車場の使用料は、無料とする。

3 第1項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の駐車場の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

駐車時間の区分	使用料
駐車場に入場してから30分まで	無料
30分を超え24時間まで	30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。

備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える30分までごとに50円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条に2項を加える改正規定 平成31年4月1日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市近代資料室を設置するとともに、大村市立史料館の建替えに伴う名称の変更
その他所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第96号議案

大村市立図書館条例の一部を改正する条例

大村市立図書館条例（昭和48年大村市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 前項の図書館に分室を設置する。
- 3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目382番地1

第7条を第13条とし、第6条を第12条とし、第5条を削る。

第4条中「大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第11条とする。

第3条第3項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条の次に次の7条を加える。

（使用の許可）

第4条 図書館（分室を除く。第3項及び次条において同じ。）の多目的ホール又は研修室（以下「多目的ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、第11条各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしない。
- 3 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付けることができる。

（使用料）

第5条 多目的ホール等の使用料は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の使用料は、使用の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、別表第2のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、図書館を利用する者が駐車場に入場した日において図

書館での用務に要した時間に係る駐車場の使用料は、無料とする。

5 第3項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、多目的ホール等及び駐車場の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 既納の多目的ホール等及び駐車場の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(許可目的外使用又は権利譲渡等の禁止)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、多目的ホール等を許可目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 第11条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、多目的ホール等の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に復さなければならない。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第5条関係)

区分	使用料	
	単位	金額

多目的ホール	1時間につき	900円
研修室		400円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは当該端数時間を1時間として計算する。
- 2 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、使用料は10割増とする。
- 3 冷暖房設備を使用した場合は、その実費を別に徴収する。
- 4 電気器具その他特殊の設備により電力を消費し、又は使用した場合は、その実費を別に徴収する。
- 5 附属設備の使用料は、規則で定める。

別表第2.(第5条関係)

駐車時間の区分	使用料
駐車場に入場してから30分まで	無料
30分を超え24時間まで	30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。

備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える30分までごとに50円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大村市立図書館条例の規定による多目的ホール又は研修室の使用の許可及び使用料の徴収については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市立図書館の建替えに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第97号議案

大村市営駐車場条例の一部を改正する条例

大村市営駐車場条例（平成24年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用料）

第5条 駐車場の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の返還）

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

大村市東本町第2駐車場を拡張することに伴い、使用料の徴収の時期及び方法の例外並びに返還に関する規定を定めるため、この条例案を提出するものである。

第98号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成12年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表第2の5の項の次に次のように加える。

5の2	建築物の敷地と 道路との関係の 建築認定申請手 数料	法第43条第2項第1号 の規定に基づく建築の認 定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
-----	-------------------------------------	--	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、同法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるため、この条例案を提出するものである。

第99号議案

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ中「13,360立方メートル」を「8,800立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

工業用水道事業の1日最大給水量を変更するため、この条例案を提出するものである。

第100号議案

長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の
受託に関する協議について

長崎県から長崎県立長崎図書館の事務を受託するに当たり、別紙規約により長崎県
と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14
第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を
求める。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

別紙

長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館の事務の委託に関する規約

(委託の範囲)

第1条 長崎県は、長崎県立長崎図書館と大村市立図書館との合築により整備する図書館のうち長崎県の持分に係る次に掲げる事務の管理及び執行を大村市に委託する。

- (1) 施設及び設備の管理に関する事務
- (2) 多目的ホール、研修室及び駐車場の使用の許可並びに使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- (3) 行政財産の目的外使用に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 大村市が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、大村市の条例、規則等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、長崎県の負担とする。

- 2 前項の経費の額及び負担方法については、長崎県知事と大村市長が協議して定める。この場合において、大村市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を長崎県知事に送付しなければならない。

(予算の経理)

第4条 大村市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、大村市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(使用料収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て大村市の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 大村市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分

を長崎県知事に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 大村市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、長崎県知事と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、長崎県知事の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 大村市長は、委託事務の管理及び執行について適用される大村市の条例等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ長崎県知事と協議するものとし、当該条例等が制定又は改廃された場合は、直ちに長崎県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、長崎県知事は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、長崎県知事と大村市長とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、長崎県知事及び大村市長がこの規約による事務の委託に係る地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

2 長崎県知事は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する大村市の条例等が長崎県に適用される旨及び大村市の条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、大村市長がこれを決算する。この場合において、当該決算に伴い剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について長崎県知事と大村市長とで協議するものとする。

第101号議案

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の町の区域を別紙のとおり変更する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

(別紙)

区域を変更する町の名称	左記に編入する区域
大村市雄ヶ原町	東大村2丁目1722の1から1722の3まで、 1723、1724、1724の2、1725の 2、1725の3、1726の1、1726の2、 1727、1727の2、1728、1728の 2、1729から1733まで、1735の1から 1735の22まで、1736の1、1760、1 771の2、1772、1773の1から1773 の3まで、1774の1、1774の7から177 4の10まで、1774の22、1774の30

第102号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
40226	上 田 下 線	田 下 町	田 下 町	

平成30年12月4日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第23号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年12月4日提出

大村市長 園田裕史

専決第20号

専 決 処 分 書

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月12日

大村市長 園 田 裕 史

記

1 損害賠償の額 39,960円

2 損害賠償の相手方

